



子育て短期支援事業のご案内

こどもの保護者が病気・出産・育児疲れなどの理由で家庭での養育が一時的に難しい場合に児童養護施設などにあずけることができる「ショートステイ事業」、こどもの保護者が仕事などの理由で平日の夜間または休日にあずけることができる「トワイライトステイ事業」を実施しています。利用したい時は、事前に健康・こども課（こども家庭センター）に申請をしてください。

ショートステイ事業

- ・一時的に養育できない場合に短期間こどもをあずかります。
- ・必要があれば親子で入所もできます。
- ・こどもが一時的に保護者と離れることを希望した場合、こどもをあずかります。

期間：1回の申請につき原則7日、上限は1か月につき10日、1年度につき48日以内です。※24時間を1日とします。

トワイライトステイ事業

- ・仕事などで平日の夜間または休日に養育することができない場合にこどもをあずかります。
- ・こどもが一時的に保護者と離れることを希望した場合、こどもをあずかります。

期 間：原則6カ月程度

夜 間 養 護：午後5時～午後9時（3時間未満）

休日預かり：午前7時～午後9時（8時間未満）

■利用できる施設

鞍手乳児院：おおむね3歳未満、その保護者

報恩母の家：おおむね3歳以上

■利用料金（1日あたり）

区分	ショートステイ事業			トワイライトステイ事業	
	2歳未満児	2歳以上児	緊急一時保護の親等	夜間養護	休日預かり
・生活保護世帯 ・市町村民税非課税世帯のひとり親家庭	0円	0円	0円	0円	0円
・住民税非課税世帯 ・ひとり親家庭※1 ・養育者世帯	1,100円	1,000円	300円	300円	350円
・その他の世帯	5,350円	4,500円	750円	1,000円	1,500円

※1 扶養義務者と同居している場合は、扶養義務者が市町村民税課税世帯の場合を除く

利用の流れ

step

1

利用の相談・申請書の提出

保護者が健康・こども課（こども家庭センター）の窓口で利用の相談をします。

利用を希望する日に施設の空きがあれば、申請書などを記入・提出します。

【持ってくるもの】

- ☒ こどもの子ども医療証
- ☒ 母子手帳
- ☒ こどもの健康保険の情報が分かるもの（資格確認書、資格情報のお知らせなど）



step

2

利用決定通知書を受け取る

健康・こども課（こども家庭センター）で申請内容の審査を行います。

申請日から1週間前後で「利用決定通知書」が郵送されます。

step

3

利用開始

こどもを施設にあずけます。

※こどもの送迎は、保護者で行ってください。



step

4

利用料金の支払い

こどもをお迎えの時に、施設へ利用料金を支払います。



< 申請時の注意点 >

施設の受け入れ状況などの確認をしてから、申請をしていただくため、**利用希望日の2日前・16時まで**に役場窓口へ来てください。（緊急の入院、出産など、緊急時は相談してください。）

土日・祝日ははさむ場合は、その日数を含まず、2日前までに申請をお願いします。

（例：月曜日に利用する場合→木曜日・16時までに申請）

●そのほか不明な点は下記へ連絡してください
【芦屋町役場 健康・こども課（こども家庭センター）】
TEL:093-223-3577

